

佐賀県合唱連盟

2016年 規約集

この規約集には、佐賀県合唱連盟が主催する各事業の内容や要項を掲載しております。大切に保管して下さい。



佐賀県合唱連盟
Saga Chorus League

所在地

役職	〒	住所	所属
理事長	840-0027	佐賀市本庄町本庄 1263	佐賀女子短期大学附属佐賀女子高等学校
事務局長	840-0851	佐賀市天祐 2-6-1	佐賀県立佐賀北高等学校
会計主任	849-1101	杵島郡白石町大字今泉 138-1	佐賀県立白石高等学校

佐賀県合唱連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称) この団体は、全日本合唱連盟九州支部佐賀県合唱連盟と称する。
- 第 2 条 (事務局) 佐賀県合唱連盟(以下、本連盟という)は、事務局を理事長委嘱の所におく。
- 第 3 条 (組織) 本連盟は、全日本合唱連盟九州支部に所属し、県内の加盟合唱団をもって組織する。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 (目的) 本連盟は、合唱活動を通して各合唱団相互の親睦と合唱音楽の普及発展に寄与し、あわせて音楽文化の向上に貢献することを目的とする。
- 第 5 条 (事業) 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 合唱コンクール及び合唱祭の開催及び援助。
 2. 合唱音楽に関する講習会・研究会・演奏会等の開催及び援助。
 3. 合唱団及び指揮者の育成。
 4. その他必要と認めた事業。

第 3 章 役員及び事務局

- 第 6 条 (理事) 本連盟では、各団体の代表者を団体理事とし、個人の申し出により理事会（通称：理事総会）に提案され承認を得た者、もしくは理事長が理事会に推薦し承認を得た者を個人理事とする。

- 第 7 条 (役員) 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 常任理事 若干名
6. 監査 2名
7. WEB管理委員 若干名

- 第 8 条 (役員を選任)

1. 会長、副会長は、理事会にて決定する。
2. 理事長、副理事長、常任理事、監査、WEB管理委員は役員選任に関する細則に基づき、理事会で選出する。

- 第 9 条 (役員職務)

1. 会長は本連盟を代表し、その運営を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときにはこれを代行する。
3. 理事長は本連盟の業務（運営事務）を所轄する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障のあるときはこれを代行する。
5. 常任理事は理事長と協力し、本連盟の運営にあたる。
6. 監査は本連盟の事業並びに会計を監査する。
7. WEB管理委員はホームページ管理を担当する。

- 第 10 条 (役員任期)

役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、その任期は前任者または後任者の残任期間とする。

第 11 条 (事務局)

事務局には事務局長 1 名、事務局次長 1 名をおき、その事務処理にあたる。

第 4 章 顧 問

第 12 条 (顧問)

1. 本連盟に顧問をおくことができ、理事会にて決定する。

第 5 章 会 議

第 13 条 (会議の種類とその決議)

1. 理事会は加盟団体の理事、及び会長、副会長、顧問をもって構成し、年 1 回会長が招集する。尚、必要な場合は適宜開催することができる。尚、理事会は本連盟の決議機関で、予算、決算、役員改選、行事計画等、連盟の運営における必要事項を協議する。
2. 常任理事会は、理事長、副理事長、及び常任理事をもって構成し、理事長が必要に応じて召集する。また、会長、副会長、顧問は、常任理事会に出席し、助言することができる。尚、常任理事会は、事業の遂行、会計の運用等を審議するために開催される。
3. 事務局会は、事務局長、事務局次長、会計主任、会計補佐、図書担当、庶務担当をもって構成し、事務局長が必要に応じて召集する。事務局会は、主に文書事務、会計事務等、事務作業に係る業務の遂行のために開催される。
4. その他、理事の 3 分の 1 以上の要請があれば、理事会を開催しなければならない。
5. 会議の議長は、出席者の互選による。
6. 決議は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数のときは議長が決定する。

第 14 条 (会議の定足数)

1. 理事会は構成員 (理事) の 2 分の 1 以上の出席で成立する。委任状は出席とみなす。
2. 常任理事会は、構成員 (常任理事) の 3 分の 2 の出席で成立する。

第 6 章 加 盟

第 15 条 (加盟申し込み)

1. 本連盟加盟申し込みは、所定の申込書に必要な事項を記入し、加盟費を添えて申し込まなければならない。また、加盟費の他に全日本合唱連盟より図書の購入が義務付けられているため、その代金 (図書費) も合わせて収めなければならない。

加盟費： 9000 円 (佐賀県、九州支部、全日本に各 3000 円)

*但し、小学校は 3000 円 (佐賀県のみ)

図書費： 合唱連盟機関誌「ハーモニー」(年 4 回発刊)

小学校・中学校 1 冊 (600 円) × 4 回 = 2,400 円

高等学校・大学・一般 3 冊 (1,800 円) × 4 回 = 7,200 円

第 7 章 会 計

第 16 条 (経費)

本連盟の収入は、次のとおりである。

1. 会費
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金
4. その他の収入

第 17 条 (会計年度、監査)

本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。尚、原則として年度内に必ず会計監査を受けなければならない。

第 8 章 補 則

第 18 条 本規約の施行に必要な細則は、別に理事会でこれを定める。

第 19 条 本規約の改正には、理事会の構成員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

付 則

- 1 本規約の発効は、昭和 63 年 4 月 1 日とする。
- 2 本規約は、平成 10 年 4 月 25 日に改正施行する。
- 3 会計細則を平成 10 年 4 月 25 日に制定施行する。
- 4 役員選任に関する細則を平成 14 年 4 月 25 日に制定施行する。
- 5 役員選任に関する細則を平成 15 年 4 月 26 日に改正施行する。
- 6 本規約は、平成 16 年 4 月 24 日に改定施行する。
- 7 会計細則を平成 16 年 4 月 24 日に改定施行する。
- 8 役員選任に関する細則を平成 17 年 4 月 23 日に改定施行する。
- 9 会計細則を平成 17 年 4 月 23 日に改定施行する。
- 10 会計細則を平成 18 年 4 月 22 日に改定施行する。
- 11 表彰に関する規定を平成 19 年 4 月 21 日に制定施行する。
- 12 会計細則を平成 21 年 4 月 25 日に改定施行する。
- 13 本規約および会計細則を平成 22 年 4 月 24 日に改定施行する。
- 14 本規約は、平成 25 年 4 月 20 日に改定施行する。
- 15 本規約は、平成 26 年 4 月 26 日に改定施行する。
- 16 本規約は、平成 27 年 4 月 25 日に改定施行する。

◆事業案内

※各事業についての記載事項はあくまで予定であり、都合により変更する場合があります。

事業名	開催日・会場	主催・後援等	参加費等
【第1事業】 佐賀県合唱祭 ◇入場料 500 円 ◇プログラム 100 円	6 月第 2 日曜日 佐賀市文化会館	◇主催 佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会 ◇後援 佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会	◇団体参加料 (加盟) 5,000 円 (非加盟) 10,000 円 ◇広告収集 5,000 円分 ◇チケットノルマ 1 人 1 枚 ◇プログラム 1 人 100 円 * 合同で参加の場合、参加費 5,000 円 (広告料・チケットノルマ免除)
【第2事業】 佐賀県合唱コンクール ◇入場料 500 円 ◇プログラム 200 円	7 月第 2 日曜日 佐賀市文化会館	◇主催 佐賀県合唱連盟 朝日新聞社 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会 ◇後援 佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会	◇団体参加料 10,000 円 (小学校部門 1,000 円) ◇個人登録料 500 円 (小学校部門 100 円) ◇チケットノルマ 1 人 1 枚 ◇プログラム 1 人 100 円
【第3事業】 ☆佐賀県合唱指導者講習会 ☆合唱講習会の前日 15:00～17:00 佐賀市近郊 ★佐賀県合唱講習会 ★12月～1月の日曜日 佐賀市近郊		◇主催 佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会	☆◇参加料 (一人) (加盟) 1,500 円 (非加盟) 2,000 円 ★◇参加料 (一人) (加盟) 小学生 300 円 中・高生 800 円 大学生 1,000 円 一般 1,500 円 (非加盟) 小学生 300 円 中・高生 1,000 円 大学生 1,500 円 一般 2,000 円 ※テキストを使用する場合は、別途徴収する。
【第4事業】 佐賀県ヴォーカルアンサンブルフェスティバル ◇入場料 500 円 ◇プログラム 100 円	1 月第 4 日曜日 佐賀市近郊	◇主催 佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会 ◇後援 佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会	◇グループ参加料: (加盟) 3,000 円 (非加盟) 5,000 円 ◇個人登録料: 500 円 (加盟・非加盟とも) (歌唱者のみ登録が必要) ◇チケットノルマ 1 人 1 枚 ◇プログラム 1 人 100 円

* 合唱祭、コンクール、ヴォーカルアンサンブルについて

- 1 当日参加人数が都合により減少した場合、参加申し込み時の人数で団体参加費・個人登録料は計算する。
- 2 当日参加人数が都合により増加した場合、増加した人数で団体参加費・個人登録料は計算する。
- 3 法定伝染病でグループが欠場した場合、団体参加費・個人登録料は返却する。

* 指導者講習会、合唱講習会について

- 1 当日参加人数が申し込み時の人数から変更になった場合、当日の参加人数で計算する。

【第1事業】

佐賀県合唱祭

- 主 催：佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会
後 援：佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会
参加資格：不問
参加人数：制限なし
開催時期：毎年6月の第2日曜日
会 場：佐賀市文化会館
入 場 料：500円
団体参加料：加盟団体は5,000円 非加盟団体は10,000円
* 合同で参加の場合、参加費5,000円 (広告料・チケットノルマ免除)
広 告 費：出場団体には、5,000円の広告を収集する。
チケットノルマ：参加者1人に1枚をノルマとして課す。
プログラム：参加者・一般販売100円
演奏時間：入退場を含めて7分以内 (厳守)
申込締切：5月第2木曜日 17:00 (厳守)

【第2事業】

佐賀県合唱コンクール (九州合唱コンクール佐賀県予選)

- 主 催：佐賀県合唱連盟 朝日新聞社 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会
後 援：佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会
参加資格：加盟団体であること
参加人数：要項に準じる
開催時期：毎年7月の第2日曜日
会 場：佐賀市文化会館
入 場 料：500円
団体参加費：10,000円 (小学校部門 1,000円)
個人登録料：500円 (小学校部門 100円)
プログラム：参加者100円・一般販売200円
チケットノルマ：参加者1人に1枚をノルマとして課す。
演奏時間：全日本合唱連盟九州支部の規定に準じる。
小学校部門は6分以内 (演奏曲が複数の場合は、曲間も含まれる)
中学校部門は8分以内 (演奏曲が複数の場合は、曲間も含まれる)
高等学校部門は自由曲6分30秒以内 (演奏曲が複数の場合は、曲間も含まれる)
大学・職場・一般部門は自由曲8分30秒以内 (演奏曲が複数の場合は、曲間も含まれる)
課 題 曲：全日本合唱連盟九州支部の規定に準じる。
中学校部門以外は全日本合唱連盟発行の「合唱名曲シリーズ」から任意の1曲を演奏する。
尚、小学校、中学校部門は自由曲のみ。
賞 賞：各団体に金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。(ただし、失格の団体を除く) 特別賞として、優秀団体に全日本合唱連盟理事長賞と佐賀県合唱連盟理事長賞を授与する。
推薦団体：全日本合唱連盟九州支部の規定に準じて、九州大会への推薦団体を決定する。
※全日本合唱連盟九州支部の規定に従わない、もしくは満たさない場合は失格となる。
申込締切：6月第3火曜日 17:00 (厳守)
代表者会議：6月第3土曜日午後

【第3事業】

☆佐賀県合唱指導者講習会

★佐賀県合唱講習会

主 催：佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会

参加資格：不問

開催時期：☆毎年合唱講習会の前日

★毎年12月～1月の日曜日

会 場：★佐賀市近郊

参加費：☆《加盟団体》1500円

☆《非加盟団体》2000円

★《加盟団体》小学生1人300円 中学生1人800円 大学生1人1,000円 一般一人1,500円

★《非加盟団体》小学生1人300円 中学生1人1,000円 大学生1人1,500円 一般一人2,000円

申込締切：11月第4木曜日17:00

テキストがある場合は、別途テキスト代が必要となる。また、講師によって参加費が変更になる場合もある。

【第4事業】

佐賀県ヴォーカルアンサンブルフェスティバル

主 催：佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会

後 援：佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会

参加資格：加盟非加盟を問わず、アマチュアのヴォーカルグループであること

開催時期：1月の第4日曜日

会 場：佐賀市近郊

入 場 料：500円

グループ参加費：《加盟団体》3,000円 《非加盟団体》5,000円

個人登録料：500円(加盟・非加盟とも)(歌唱者のみ登録が必要)

開催部門：小学校の部、中学校の部、高等学校の部、大学・一般の部の4部門とする。

所属団体から2グループまでの出場とする。2グループで同じメンバーは1/3を超えない。

個人としても2グループまでの出場とする。

参加人数：3名から12名

チケットノルマ：歌唱者1人に1枚をノルマとして課す。

プログラム：参加者・一般販売100円

演奏時間：演奏開始から曲間を含み終了まで8分以内

賞：各グループにハーモニー賞、奨励賞のいずれかを授与する。(ただし、失格の団体を除く)
また、各部門の最優秀グループにベストハーモニー賞を授与する。さらに、各講師がすべてのグループから独自の賞を授与する。

申込締切：12月第3木曜日17:00

※各事業の会場については、その年の総会資料にてご確認下さい。